

**第 16 回幹事会（令和 3 年 3 月書面開催）
構成機関の議論を踏まえた改訂版**

**浅間山避難計画(案)
(LV1-3 想定)**

- ・ 青字 下線部分：第 15 回幹事会（令和 2 年 12 月書面開催）追記箇所
- ・ 赤字 下線部分：第 15 回幹事会（令和 2 年 12 月書面開催）の議論を踏まえた修正・追記箇所
- ・ 緑字 下線部分：第 16 回幹事会（令和 3 年 3 月書面開催）の議論を踏まえた修正・追記箇所

令和3年3月

浅間山火山防災協議会

目 次

1	計画の基本的事項	- 1 -
1. 1	計画の目的・位置づけ	- 1 -
(1)	計画の目的	- 1 -
(2)	計画の位置づけ	- 1 -
1. 2	浅間山の概要・監視観測体制	- 2 -
(1)	浅間山の概要	- 2 -
(2)	監視・観測体制	- 3 -
1. 3	想定火山現象・噴火シナリオ・噴火警戒レベル	- 4 -
(1)	想定される火山現象	- 4 -
(2)	噴火シナリオ	- 6 -
(3)	ハザードマップ	- 8 -
(4)	噴火警戒レベル	- 10 -
1. 4	避難計画の基本的事項	- 11 -
(1)	火口周辺規制及び入山規制の範囲	- 11 -
(2)	噴火警戒レベルに応じた避難対象範囲と避難対象	- 11 -
2	事前対策	- 11 -
2. 1	防災体制の構築	- 11 -
(1)	県及び市町村の体制	- 11 -
(2)	協議会構成機関の役割	- 12 -
(3)	噴火警戒レベルと防災対応の概要	- 15 -
(4)	規制看板等設置	- 17 -
2. 2	情報伝達体制の構築	- 20 -
(1)	火山に関する情報	- 20 -
(2)	情報の伝達系統図	- 22 -
(3)	異常現象発見の通報	- 22 -
2. 3	避難のための事前対策	- 23 -
(1)	避難の基本的な考え方	- 23 -
(2)	火口周辺規制、入山規制及び避難勧告等の発令基準	- 23 -
(3)	避難勧告等の伝達方法	- 25 -
(4)	避難対象地域及び避難場所、避難経路（方向）	- 26 -
(5)	避難経路	- 30 -
(6)	避難手段の確保	- 30 -
2. 4	救助体制の構築	- 31 -
(1)	救助に関する情報共有体制	- 31 -
(2)	医療体制の整備	- 31 -
(3)	ヘリポート及び医療機関	- 31 -
2. 5	避難促進施設	- 33 -

(1)	避難促進施設の指定.....	- 33 -
(2)	避難確保計画作成の支援.....	- 33 -
3	噴火時等の対応.....	- 33 -
3. 1	異常現象の通報または臨時の解説情報が発表された場合の対応.....	- 33 -
(1)	防災体制.....	- 33 -
(2)	情報収集・伝達.....	- 34 -
3. 2	異常現象により噴火警戒レベルが2に引き上げられた場合（噴火なし）の 対応.....	- 34 -
(1)	防災体制.....	- 34 -
(2)	情報収集・伝達.....	- 35 -
(3)	浅間山頂付近からの登山者・観光客等の避難誘導.....	- 35 -
(4)	登山道規制.....	- 35 -
(5)	規制看板の設置.....	- 35 -
3. 3	異常現象により噴火警戒レベルが3に引き上げられた場合の対応....	- 36 -
(1)	防災体制.....	- 36 -
(2)	情報収集・伝達.....	- 36 -
(3)	登山者・観光客等の避難誘導.....	- 37 -
(4)	市町村職員の登山道等への配置.....	- 37 -
(5)	道路・登山道規制及び施設の防災対応.....	- 37 -
(6)	規制看板設置.....	- 37 -
3. 4	突発的に噴火が発生した場合の対応.....	- 37 -
(1)	防災体制.....	- 37 -
(2)	情報収集・伝達.....	- 38 -
(3)	浅間山頂付近の登山者・観光客等の避難誘導.....	- 38 -
(4)	市町村職員の登山口等への配置.....	- 38 -
(5)	下山者からの情報収集.....	- 39 -
(6)	緊急的な避難所の開設.....	- 39 -
(7)	道路・登山道.....	- 39 -
(8)	規制看板設置.....	- 39 -
3. 5	救助活動.....	- 39 -
(1)	行方不明者の把握.....	- 39 -
(2)	救助活動の体制.....	- 40 -
(3)	医療活動.....	- 41 -
3. 6	災害対策基本法に基づく警戒区域.....	- 41 -
3. 7	報道機関への対応.....	- 41 -
(1)	長野県・群馬県.....	- 41 -
(2)	長野県・群馬県・小諸市・佐久市・軽井沢町・御代田町・長野原町・嬬 恋村.....	- 41 -
4	緊急フェーズ後の対応.....	- 42 -

4. 1	規制範囲の縮小又は解除.....	- 42 -
4. 2	風評被害対策.....	- 42 -
5	平常時からの防災啓発と訓練.....	- 42 -
5. 1	防災啓発.....	- 42 -
(1)	住民、登山者・観光客等への防災啓発.....	- 42 -
(2)	平常時からの登山者・観光客等への周知.....	- 42 -
5. 2	防災訓練.....	- 43 -

巻末資料

巻末資料 1	火口周辺規制及び入山規制の範囲
巻末資料 2 - 1	噴火警戒レベルに応じた避難範囲と避難対象
巻末資料 2 - 2	噴火警戒レベルに応じた避難範囲と避難対象【市町村別】
巻末資料 3	道路の防災対応【噴火警戒レベル 3】
巻末資料 4	施設の具体的な防災対応【噴火警戒レベル 3】
巻末資料 5	情報連絡系統図
巻末資料 6	浅間山 防災無線・メール 噴火警戒レベル別例文

1 計画の基本的事項

1. 1 計画の目的・位置づけ

(1) 計画の目的

浅間山が噴火した場合、火口周辺に多大な影響が及ぶ火山現象は噴石、火砕流（火砕サージを含む）、降灰、降灰後の土石流及び融雪型火山泥流等である。これらの火山現象には、発生してから短時間で影響を及ぼし、住民及び登山者・観光客等の生命に対する危険性が極めて高いものがある。また、噴火の兆候から本格的な噴火に至るまでの時間を見積もることは難しい。

このため、混乱なく迅速な避難を実施するためには、噴火警戒レベル毎の対応や、突発的な噴火に備えた避難計画をあらかじめ具体的に定めておくことが重要である。

なお、突発的な噴火の際は、避難準備・高齢者等避難開始から避難指示（緊急）などの段階的な避難情報を発令することができず、また発令後の十分な避難時間を確保できない可能性が高い。このような場合、住民等は、直ちに地区内の河川沿いや溪流等から離れた場所、あるいは近隣の高層かつ堅牢な建物等に緊急退避し、自らの安全を第一に確保することが必要である。

本計画は、浅間山において噴石、火砕流（火砕サージ）、融雪型火山泥流等が発生し、又は発生が想定される状況が噴火警戒レベルに応じて高まった場合に、火山防災協議会の構成機関が連携協力し、火口周辺に存在する住民及び登山者・観光客等の安全を確保し、迅速かつ円滑な避難対応がとれる体制を講ずることを目的とする。

(2) 計画の位置付け

本計画は、これまで運用していた「浅間山噴火警戒レベル導入に係る防災対応についての申し合わせ書」の考え方を基本として、活火山対策特別措置法に基づく「活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針」を踏まえ、火山単位の統一的な避難計画として協議会において策定するものであり、本計画で定める事項について、協議会に属する県及び市町村の地域防災計画や防災関係機関の防災業務計画等に反映することにより、実効性のある警戒避難体制を推進するものである。

なお、本計画では、噴火警戒レベル2又は3が発表された場合、又は突発的に噴火が発生した場合を対象とし、噴火警戒レベル4又は5が発表された場合の計画は別途検討する。計画内では、資料の都合等で一部噴火警戒レベル4又は5に関する記述があるが、本計画の中では参考情報として取り扱う事とする。

1. 2 浅間山の概要・監視観測体制

(1) 浅間山の概要

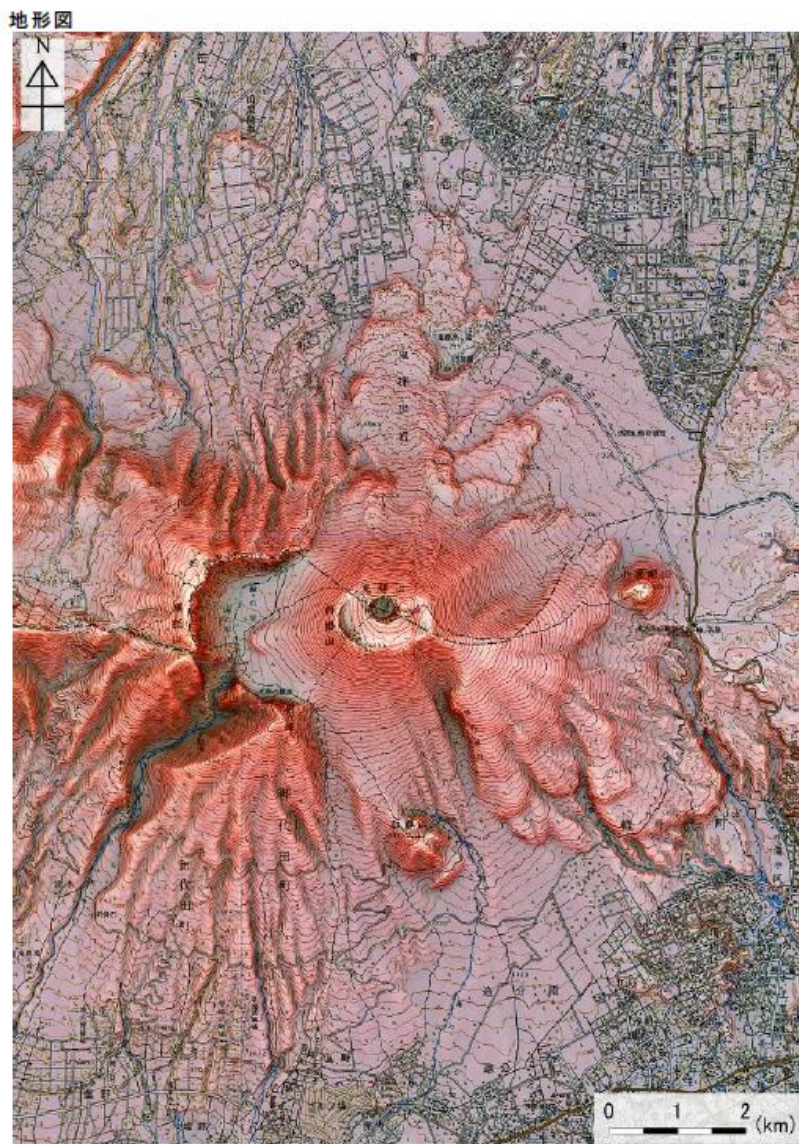
浅間山は、群馬県と長野県（以下「両県」という。）の2県にまたがって位置し、頂上の噴火口は両県の境にあり、標高は2,568mである。

複雑な形成史をもつ火山で、黒斑(くろふ)火山、仏岩火山が形成された後、約1万年前からは前掛火山が活動を開始した。山頂部の釜山は現在も活動中であり、これまでに10回余りの大規模な噴火と中小規模噴火を繰り返してきた。

有史以降の活動はすべて山頂噴火であり、釜山の山頂火口(長径東西500m、短径南北440m)内の地形、特に火口底の深さは、火山の活動の盛衰に応じて著しく変化する。

山頂火口は常時噴気しており、釜山西山腹の地獄谷にも噴気孔がある。

爆発型(ブルカノ式)噴火が特徴で、噴火に際しては火砕流(熱雲)が発生しやすく、1108年、1783年には溶岩流も発生した。



気象庁日本火山総覧浅間山地形図より

(元データは国土地理院発行の5万分の1地形図(小諸、御代田、上田、軽井沢)及び数値地図50mメッシュ(標高)による)

(2) 監視・観測体制

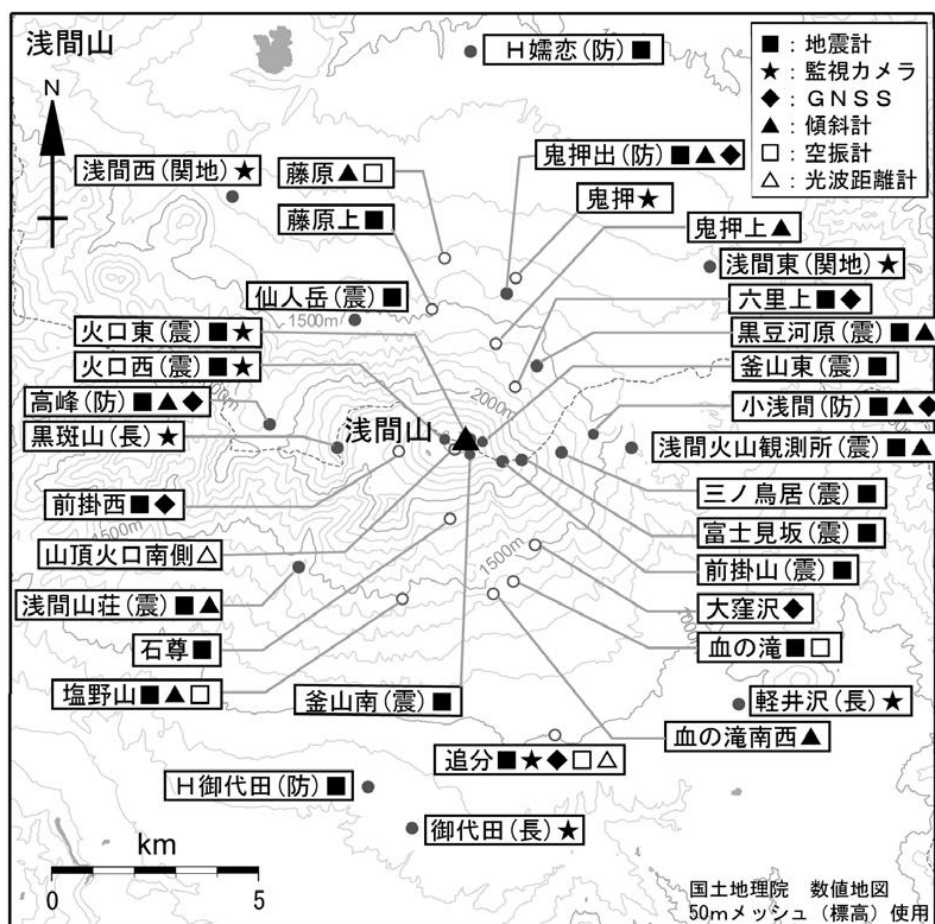
浅間山には、気象庁、東京大学、国土地理院、国土交通省関東地方整備局、防災科学技術研究所及び長野県の観測機材が設置されている。

気象庁は、噴火の前兆を捉えて噴火警報等を的確に発表するため、地震計、傾斜計、空振計、GNSS 観測装置、監視カメラ等の火山観測機器を設置し、他機関の観測機器のデータと合わせ、火山監視・警報センターにおいて 24 時間体制で常時観測・監視している。

また、同センターの「火山機動観測班」が、現地に出向いて計画的に調査観測を行い、火山活動の高まりが見られた場合には、必要に応じて現象をより詳細に把握するために機動的に観測体制を強化する。

これらの観測・監視の成果を用いて火山活動の評価を行い、居住地域や火口周辺に危険を及ぼすような噴火の発生や拡大が予想される場合には、「警戒が必要な範囲」（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）を明示して噴火警報を発表する。

図1 浅間山観測点配置図



小さな白丸 (○) は気象庁、小さな黒丸 (●) は気象庁以外の機関の観測点位置を示しています。
 (国) : 国土地理院、(防) : 防災科学技術研究所、(震) : 東京大学地震研究所、
 (関地) : 関東地方整備局、(長) : 長野県

1. 3 想定火山現象・噴火シナリオ・噴火警戒レベル

(1) 想定される火山現象

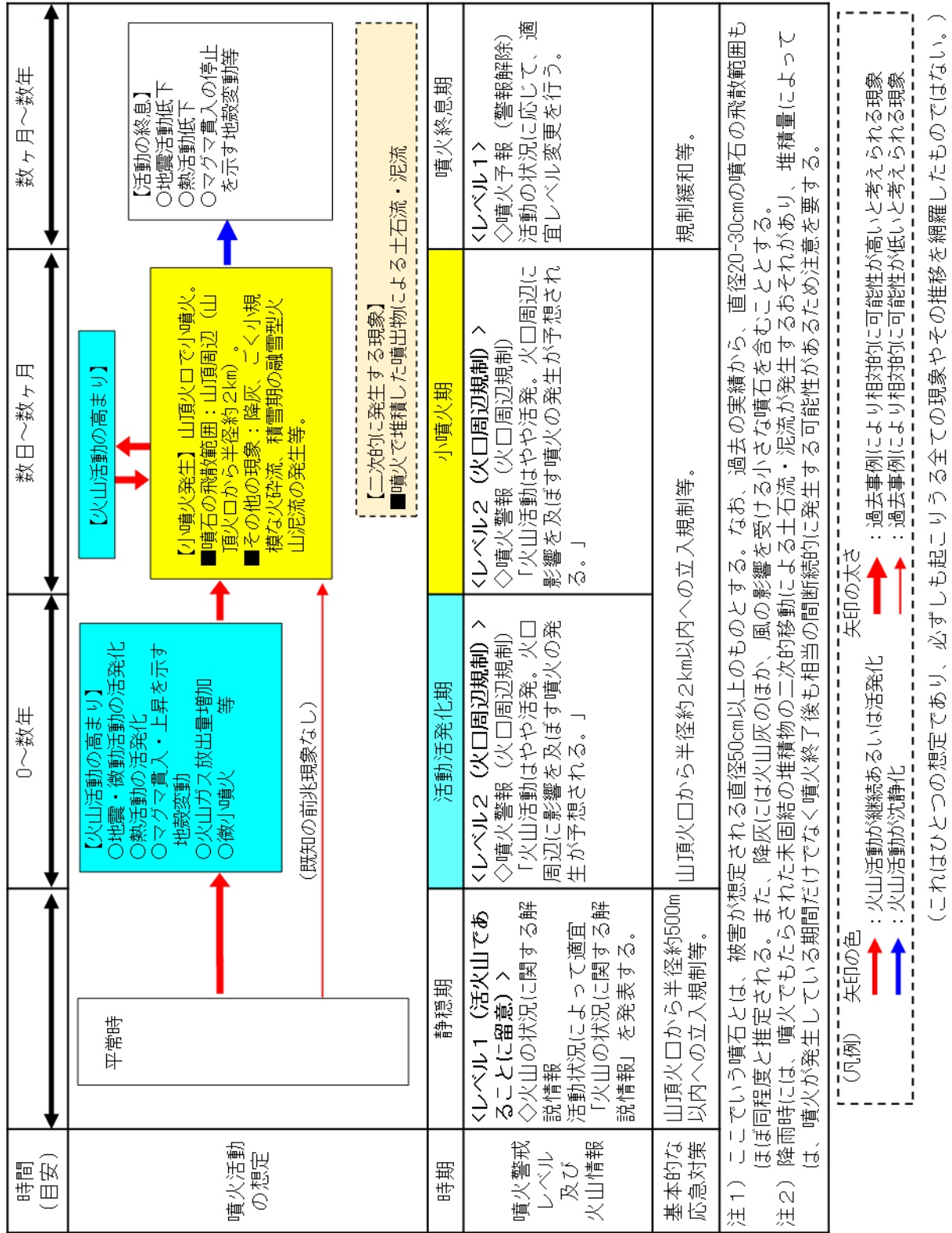
表1 想定される火山現象

大きな噴石	<p>爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされる直径約 20cm～30cm 以上の大きな岩石等は、風の影響を受けずに火口から弾道を描いて飛散して短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。被害は火口から概ね 4km 以内に限られる <u>(稀に火口から 4 kmの範囲を超えて飛散することもある)</u> が、噴火警報等を活用した事前の入山規制や避難が必要。</p>
小さな噴石・火山灰	<p>噴火により噴出した小さな固形物のうち直径 2mm 以上のものを小さな噴石（火山れき）、直径 2mm 未満のものを火山灰といい、粒径が小さいほど火口から遠くまで風に流されて降下する。</p> <p>小さな噴石は、火口から 10km 以上遠方まで風に流されて降下する場合もあるが、噴出してから地面に降下するまでに数分～十数分かかることから、火山の風下側で爆発的噴火に気付いたら屋内等に退避することで小さな噴石から身を守ることができる。</p> <p>火山灰は、時には数十 km から数百 km 以上運ばれて広域に降下・堆積する。農作物の被害、交通麻痺、家屋倒壊、航空機のエンジントラブルなど広く社会生活に深刻な影響を及ぼす。</p>
溶岩流	<p>マグマが火口から噴出して高温の液体のまま地表を流れ下る。通過域の建物、道路、農耕地、森林を焼失、埋没させて完全に不毛の地と化す。地形や溶岩の温度・組成にもよるが、流下速度は比較的遅く基本的に人の足による避難が可能。</p>
火砕流	<p>高温の火山灰や岩塊、空気や水蒸気为一体となって急速に山体を流下する現象。規模の大きな噴煙柱や溶岩ドームの崩壊などにより発生する。大規模な場合は地形の起伏にかかわらず広範囲に広がり、通過域を焼失、埋没させ、破壊力が大きく極めて恐ろしい火山現象である。流下速度は時速数十 km から百数十 km、温度は数百℃にも達する。火砕流から身を守ることは不可能で、噴火警報等を活用した事前の避難が必要。</p>
融雪型火山泥流	<p>積雪期の火山において噴火に伴う火砕流等の熱によって斜面の雪が融かされて大量の水が発生し、周辺の土砂や岩石を巻き込みながら高速で流下する現象。流下速度は時速 60km を超えることもあり、谷筋や沢沿いをはるか遠方まで一気に流下し、広範囲の建物、道路、農耕地が破壊され埋没する等、大規模な災害を引き起こしやすい火山現象である。積雪期の噴火時等に</p>

	は融雪型火山泥流の発生を確認する前にあらかじめ避難が必要。
火山噴火に伴う堆積物による土石流や泥流	火山噴火により噴出された岩石や火山灰が堆積しているところに大雨が降ると土石流や泥流が発生しやすくなる。火山灰が積もったところでは、数 mm 程度の雨でも発生することがある。これらの土石流や泥流は、高速で斜面を流れ下り、下流に大きな被害をもたらす。
火山ガス	火山地域ではマグマに溶けている水蒸気や二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素などの様々な成分が、気体となって放出される。ガスの成分によっては人体に悪影響を及ぼす。
空振	爆発的な噴火では、衝撃波が発生して空気中を伝わり、窓ガラスが割れたりすることがある。

(2) 噴火シナリオ

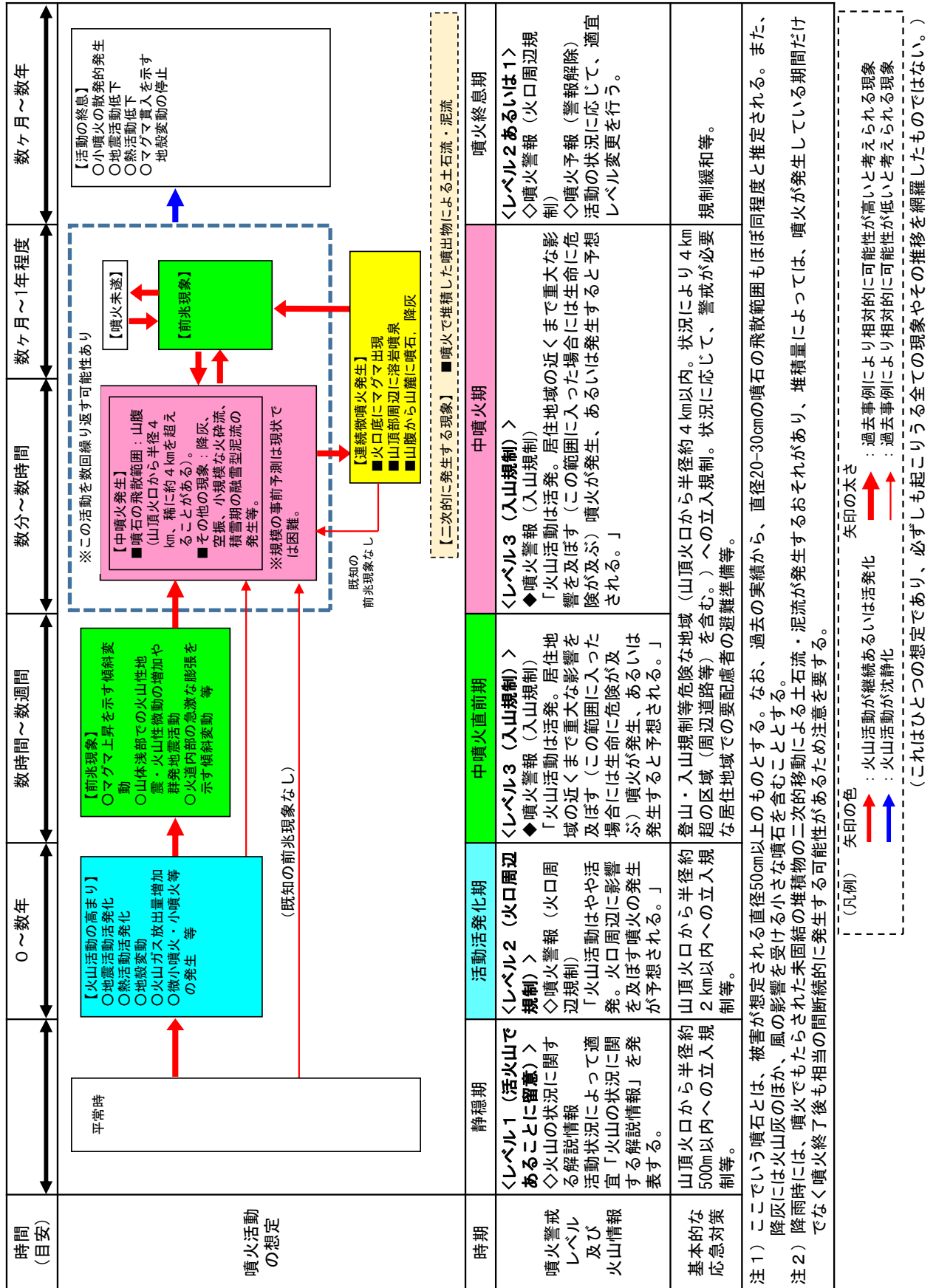
図2 浅間山のシナリオフロー図 (小噴火のケース)



出典

「火山防災対策を検討するための浅間山の噴火シナリオ (案) より

図2の2 浅間山のシナリオフロー図（中噴火のケース）



出典「火山防災対策を検討するための浅間山の噴火シナリオ（案）より

(3) ハザードマップ

図3 小～中規模噴火のハザードマップ（無雪期）

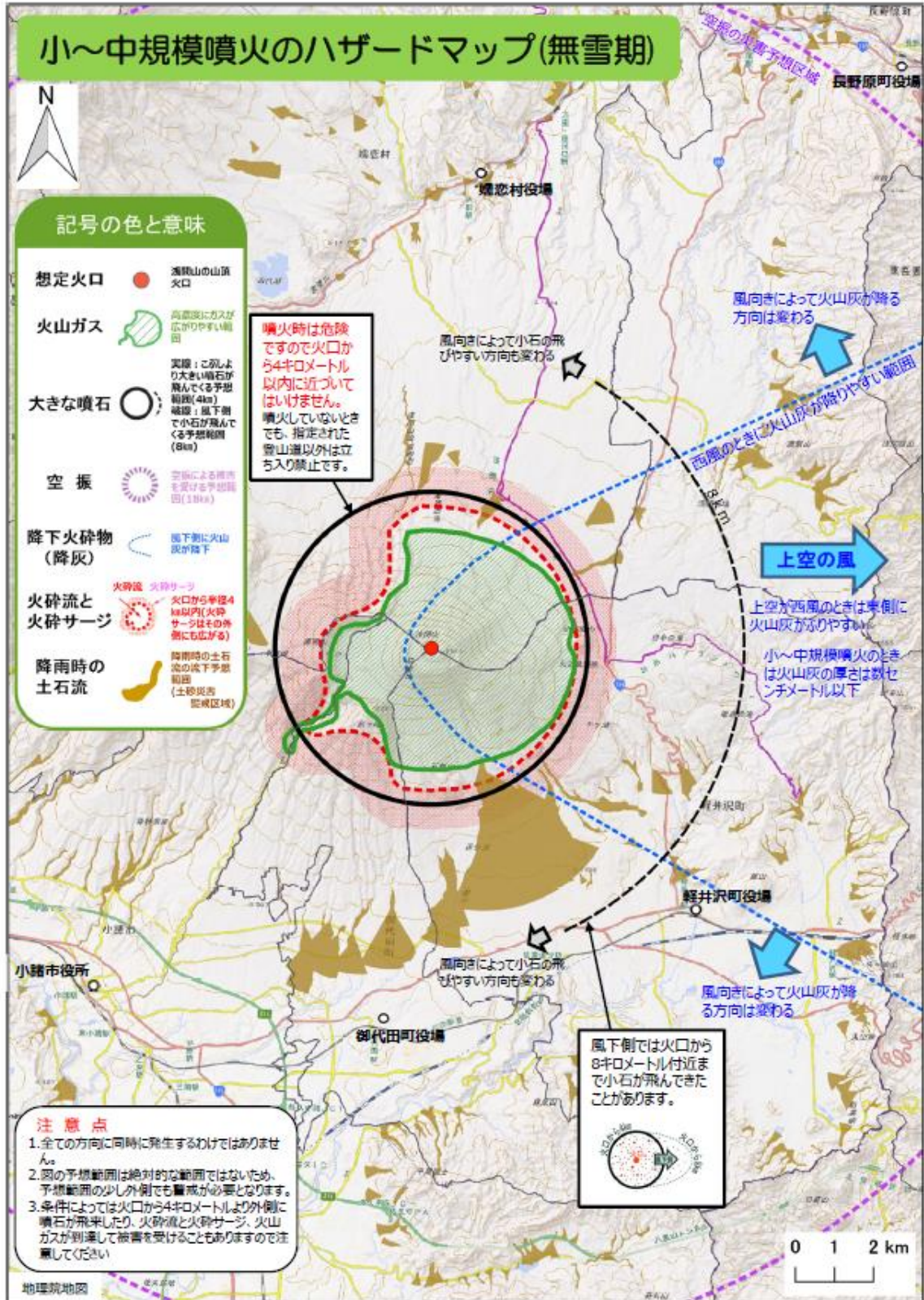
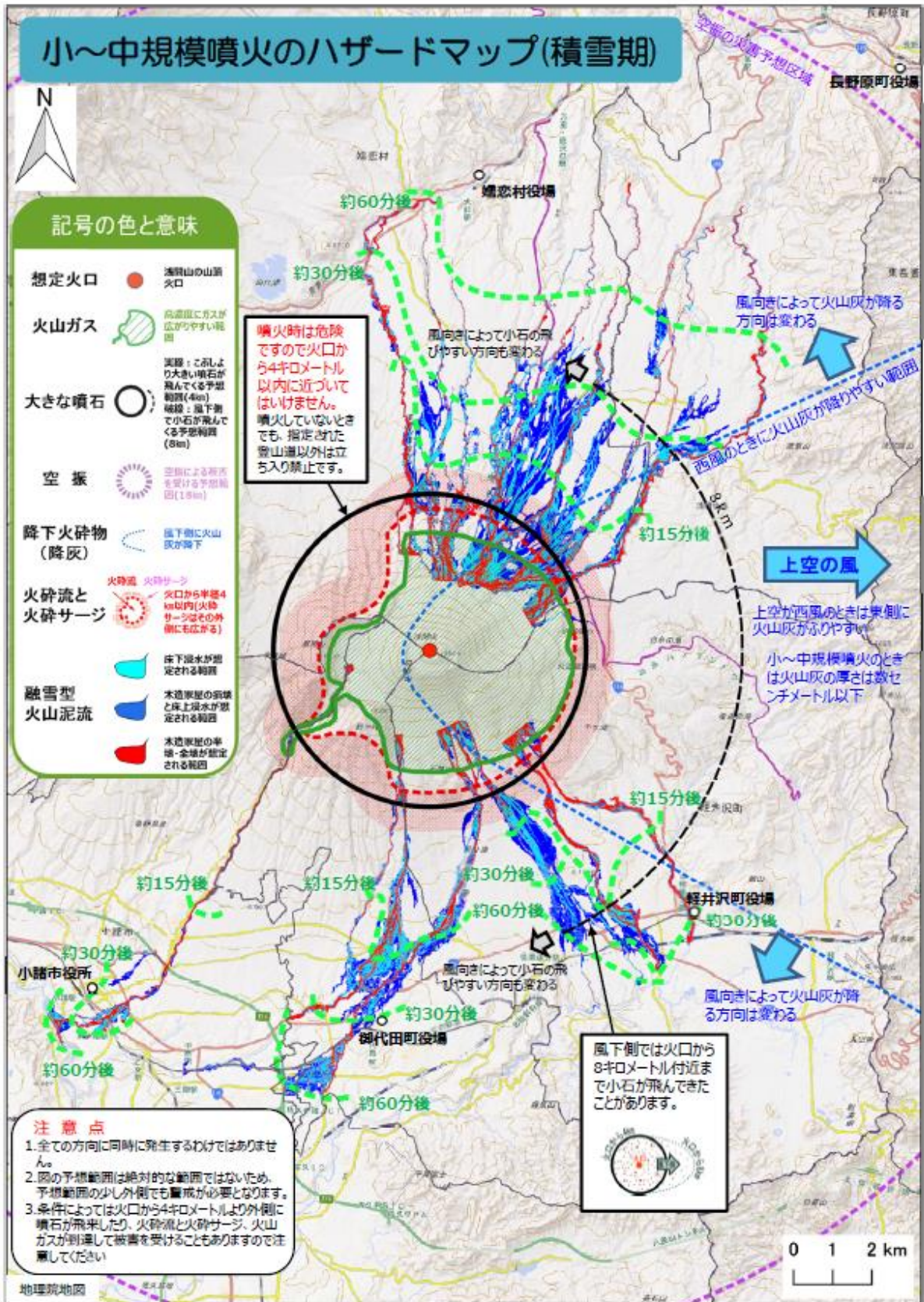


図4 小～中規模噴火のハザードマップ（積雪期）



(4) 噴火警戒レベル

図5 浅間山噴火警戒レベル

平成19年12月1日運用開始
 平成22年12月22日改定

浅間山の噴火警戒レベル

予報警報	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●天仁天明クラスの噴火発生、火砕流等が居住地域に到達。 <small>天明噴火(1783年)の事例</small> 8月4日～5日：吾妻火砕流、鎌原岩屑なだれ、吾妻泥流、鬼押出溶岩流等が発生 ●中噴火が頻発し、天仁天明クラスの噴火が切迫している。 <small>天明噴火(1783年)の事例</small> 8月1日～3日：軽石噴火の発生間隔が短くなり、継続時間が長くなる ●積雪期中噴火に伴う火砕流が発生し、融雪型火山泥流が居住地域に到達、または到達すると考えられる。 <small>過去事例</small> 観測事例なし
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●中噴火が断続的に発生し、天仁天明クラスの噴火の発生が予想される。 <small>天明噴火(1783年)の事例</small> 7月26日～31日：中噴火が断続的に発生 ●噴火継続中の有感地震発生や顕著な地殻変動等により、天仁天明クラスの噴火の発生が予想される。 <small>過去事例</small> 観測事例なし ●積雪期中噴火が発生し、居住地域に影響する融雪型火山泥流の原因となる火砕流が発生した可能性がある。
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●山頂火口から中噴火が発生し、4km以内に噴石や火砕流が到達。 <small>2004年噴火の事例</small> 9月1日：噴石が山頂火口から約2.7kmまで飛散 <small>その他の事例</small> 1973年2月1日：噴石が山頂火口から約2kmまで飛散、火砕流が1.5kmまで、融雪型火山泥流が2km付近まで到達 1958年11月10日：噴石が山頂火口から約3kmまで飛散、火砕流が約3kmまで到達 ●中噴火が切迫している。 <small>過去事例</small> 2004年8月31日：山体浅部の膨張を示す傾斜変動と火山性地震急増 1973年2月1日：地震急増
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●山頂火口から小噴火が発生し、2km以内に噴石や火砕流が到達。 <small>1982年噴火の事例</small> 4月26日：噴石が山頂火口から約1kmに飛散、火砕流が約1kmまで到達 ●小噴火の発生が予想される。 <small>2004年噴火の事例</small> 7月下旬：噴煙量増加、火山性地震増加
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●火山活動は静穏、状況により山頂火口から500m以内に影響する程度の噴出の可能性あり。

注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注2) 表中にある火口からの距離はいずれも概ねの数値を意味する。

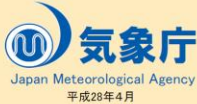
注3) 天仁天明クラスの噴火とは、火砕流、泥流等が居住地域まで到達して広範囲に影響するような噴火とする。

注4) 中噴火とは、山頂火口から概ね4km以内に噴石飛散される噴火とする(稀に噴石が概ね4kmをこえることがある)。

注5) 小噴火とは、山頂火口から概ね2km以内に噴石飛散される噴火とする。

各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。各市町村にお問い合わせください。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧いただけます。 <https://www.jma.go.jp/jma/index.html>



平成28年4月

1. 4 避難計画の基本的事項

(1) 火口周辺規制及び入山規制の範囲

本計画では浅間山の噴火警戒レベルに準じて、火口周辺規制は火口から概ね2 km、入山規制は火口から4 km とする。

なお、火口周辺規制及び入山規制の範囲は、巻末資料1のとおりである。

(2) 噴火警戒レベルに応じた避難対象範囲と避難対象

浅間山周辺の道路、登山道等の登山者・観光客・住民等を対象とする。

なお噴火警戒レベルに応じた避難の範囲と対象施設等は、巻末資料2-1及び2-2のとおりである。

2 事前対策

2. 1 防災体制の構築

(1) 県及び市町村の体制

長野県、群馬県、小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、長野原町及び嬭恋村は、浅間山の噴火及び火山災害発生のおそれがある場合に、浅間山の活動に関する情報等の収集や避難収容活動に関する調整、応急対策に係る連絡調整等を行い、相互応援体制の確立を推進し、避難等の防災対応にあたるため、噴火警戒レベルに応じた防災体制をとる。

噴火警戒レベルに応じた防災体制は表2-1、表2-2及び表2-3のとおりである。

表2-1 噴火警戒レベルに応じた防災体制（長野県・群馬県）

噴火警戒 レベル	長野県	群馬県
1	(なし)	(なし)
2	警戒対策連絡会議	(なし)
3	警戒・対策本部	災害警戒本部
4	災害対策本部	災害対策本部
5	災害対策本部	災害対策本部

※ 状況に応じて変更の場合あり

表 2-2 噴火警戒レベルに応じた防災体制（小諸市・佐久市・軽井沢町・御代田町）

噴火警戒 レベル	小諸市	佐久市	軽井沢町	御代田町
1	(なし)	(なし)	(なし)	(なし)
2	警戒対策本部	警戒一次体制	警戒配備	第一次警戒体制
3	警戒対策本部	警戒二次体制	非常配備	第二次警戒体制
4	災害対策本部	非常体制	災害対策本部	非常体制
5	災害対策本部	非常体制	災害対策本部	緊急体制

表 2-3 噴火警戒レベルに応じた防災体制（長野原町・嬭恋村）

噴火警戒 レベル	長野原町	嬭恋村
1	(なし)	(なし)
2	注意体制	注意体制
3	警戒本部	警戒本部
4	災害対策本部	災害対策本部
5	緊急非常配備	緊急非常配備

(2) 協議会構成機関の役割

① 第1号機関

表 3-1 第1号機関の役割

長野県側	群馬県側	主な役割
長野県	群馬県	○関係機関との情報共有 ○火山防災知識の普及啓発 ○登山計画書の提出促進（長野県）・市町村の避難等の防災対応支援
軽井沢町 御代田町 小諸市 佐久市	長野原町 嬭恋村	○関係機関との情報共有 ○住民、登山者等への避難勧告・避難指示等の発令 ○住民、登山者等の避難等の防災対応

② 第2号から第8号機関

表3-2 第2号から第8号機関の役割

構成機関		主な役割
気象庁 (第2号)	気象庁地震火山部火山監視課	火山活動の監視、観測、噴火警報等の発表、関係機関に対する随時の情報提供・解説、現地調査、JETT（気象庁防災対応支援チーム）の派遣
	気象庁長野地方気象台	
	気象庁前橋地方気象台	
地方整備局 (第3号)	国土交通省関東地方整備局	○土砂災害防止法に基づく緊急調査の対応 ○道路規制情報の収集
陸上自衛隊 (第4号)	陸上自衛隊第12旅団	行方不明者の捜索及び救助
	陸上自衛隊第13普通科連隊	行方不明者の捜索及び救助
警察 (第5号)	長野県警察本部	○情報収集活動 ○人命救助及びその他救助に関する活動 ○避難誘導、傷病者搬送 ○警戒・広報活動 ○交通規制
	群馬県警察本部	○情報収集活動 ○人命救助及びその他救助に関する活動 ○避難誘導、傷病者搬送 ○警戒・広報活動 ○交通規制
消防 (第6号)	佐久広域連合消防本部	○関係機関との情報共有 ○人命救助、その他救助に関する活動 ○避難誘導、傷病者搬送 ○警戒、広報活動
	吾妻広域消防本部	○関係機関との情報共有 ○人命救助、その他救助に関する活動 ○避難誘導、傷病者搬送 ○警戒、広報活動
	高崎市等広域消防局	関係機関との情報共有、出動準備体制の整備
火山専門家 (第7号)		○火山活動や火山現象などに関する専門的見地からの助言 ○緊急的な調査への参画 ○噴火警戒レベルに基づく、入山規制・避難対象地域の設定・解除、避難の判断等についての市町村等への助言

その他 (第8号)	群馬県高崎市	火山活動の情報収集、関係機関との連絡調整、住民等に対する噴火警報等の周知
	群馬県安中市	火山活動の情報収集、関係機関との連絡調整、住民に対する噴火警報等の周知
	内閣府政策統括官 (防災担当)	○防災に関する施策の推進 ○火山災害応急対策に係る連絡調整を実施するため、必要に応じて、火山災害現地連絡室の設置等
	気象庁浅間山火山防災 連絡事務所	火山活動の監視、観測、噴火警報等の発表、関係機関に対する随時の情報提供・解説、現地調査、JETT（気象庁防災対応支援チーム）の派遣
	国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所	○情報収集、提供 ○土砂災害に対する調査、緊急ハード・ソフト対策（災害対応支援に関する人材、資器材の派遣）
	国土交通省関東地方整備局長野国道事務所	○道路施設等の現況把握 ○通行規制の実施及び規制情報の提供
	国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所	○道路施設等の現況把握 ○通行規制の実施及び規制情報の提供
	林野庁関東森林管理局 吾妻森林管理署	○関係機関との情報共有 ○国有林における防災対応への協力 ○国有林における事業者等への防災対応 ○国有林野内施設等の情報提供 ○国有林野の巡視及び林道ゲートの管理
	林野庁中部森林管理局 東信森林管理署	○関係機関との情報共有 ○国有林における防災対応への協力 ○国有林における事業者等への防災対応 ○国有林野内施設等の情報提供 ○国有林野の巡視及び林道ゲートの管理
	環境省信越自然環境事務所上信越高原国立公園管理事務所	○国立公園利用者に対する火山情報の提供 ○国立公園における防災対応への協力
	国土地理院関東地方測量部	○地殻変動の監視 ○災害時における地理空間情報の整備・提供 ○復旧・復興のための公共測量における指導・助言
	長野県警察本部高速道路交通警察隊	○情報収集活動 ○人命救助及びその他救助に関する活動
長野県小諸警察署	○避難誘導、傷病者搬送	

長野県佐久警察署	○警戒・広報活動
長野県軽井沢警察署	○交通規制
群馬県警察本部警備部	○情報収集活動 ○人命救助及びその他救助に関する活動 ○避難誘導、傷病者搬送 ○警戒・広報活動 ○交通規制
群馬県警察本部高速道路 交通警察隊	
群馬県長野原警察署	
群馬県高崎警察署	
群馬県安中警察署	
(株)プリンスホテル	
しなの鉄道(株)	○お客さまの避難誘導 ○運行情報提供 ○関係機関との情報共有
(株)白糸ハイランド ウェイ	○交通規制
東日本高速道路(株)関東 支社佐久管理事務所	○関係機関との情報共有 ○交通規制の実施及び通行規制の情報提供 ○緊急輸送路の役割
東日本旅客鉄道(株) 長野支社	○関係機関との情報共有
東日本旅客鉄道(株) 高崎支社	○関係機関との情報共有

(3) 噴火警戒レベルと防災対応の概要

長野県、群馬県、小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、長野原町及び嬭恋村の噴火警戒レベルに応じた防災対応の概要は、表4-1及び表4-2のとおりである。

① 長野県・群馬県の防災対応の概要

表4-1 長野県・群馬県の対応

噴火警戒 レベル	防災対応
1	・関係機関との情報共有

	<ul style="list-style-type: none"> ・火山防災知識の普及啓発 ・登山計画書の提出促進（長野県） ・市町村の避難等の防災対応支援
2	<ul style="list-style-type: none"> ・情報集約、発信及び共有
3	<ul style="list-style-type: none"> ・通行規制等（道路の規制等） ・自衛隊への災害派遣要請 ・応急・緊急対策工事 ・災害警戒本部（群馬県）
4	避難状況の把握、災害対策本部（群馬県）
5	避難状況の把握、広域避難対策、災害対策本部（群馬県）

② 小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、長野原町及び嬭恋村の防災対応の概要
表4-2 小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、長野原町及び嬭恋村の防災対応

噴火警戒 レベル	対応等
1	火口から4km以内は災対法63条1項に基づく警戒区域とし、認められた登山道以外は立入禁止
2	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災体制 <ul style="list-style-type: none"> ・警戒対策本部（小諸市） ・第一次警戒体制（佐久市・御代田町） ・警戒配備（軽井沢町） ・注意体制（長野原町・嬭恋村） 2 観光施設への情報提供及び避難誘導（軽井沢町、小諸市） 3 気象台からの火山活動情報収集 4 浅間山火山防災協議会での対応協議 5 市町村観光協会及び観光施設への周知 6 地域住民及び登山者等への周知 <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ(HP)、メールマガジン、SNSでの情報発信。 ・各区への連絡。 ・気象庁情報の掲示（浅間山荘、高峰高原ホテル、高峰高原ビジターセンター） 7 規制看板等設置
3	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災体制 <ul style="list-style-type: none"> ・警戒対策本部（小諸市） ・災害警戒本部（長野原町・嬭恋村） ・第二次警戒体制（佐久市・御代田町）

	<ul style="list-style-type: none"> ・非常配備（軽井沢町）体制 2 気象台からの火山活動状況収集 3 浅間山火山防災協議会での対応協議 4 市町村観光協会、観光施設、地域住民、登山者等への周知 5 避難所開設・運営 6 「避難準備・高齢者等避難開始」発令 7 各道路交通規制調整（特に避難経路）
4	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災体制 <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部（小諸市・軽井沢町・長野原町・嬭恋村） ・非常体制（佐久市・御代田町） 2 気象台からの火山活動状況収集 3 浅間山火山防災協議会参加での対応協議 4 「避難準備・高齢者等避難開始」及び「避難勧告」発令、避難広報 5 避難所開設運営 6 市町村観光協会、観光施設、地域住民、登山者等への周知 7 県知事への自衛隊派遣要請 8 各道路交通規制調整（特に避難経路）
5	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災体制 <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部（小諸市・軽井沢町） ・非常体制（佐久市） ・緊急体制（御代田町） ・緊急非常配備（長野原町・嬭恋村） 2 気象台からの火山活動状況収集 3 浅間山火山防災協議会での対応協議 4 「避難勧告」及び「避難指示（緊急）」発令、避難広報 5 避難所開設運営 6 市町村観光協会、観光施設、地域住民、登山者等への周知 7 医療機関調整 8 広域避難対策調整

(4) 規制看板等設置

気象庁より噴火警戒レベルの発表があった場合には、長野県、小諸市、軽井沢町、長野原町及び嬭恋村は、担当地域内に規制看板等を設置又は表示を変更し登山者等に周知する。

① 規制看板等設置箇所（噴火警戒レベル2の場合）

表5-1 規制看板等設置箇所

担当	担当地域
軽井沢町	1 峰の茶屋登山口（レベル表示切り替え） 2 追分登山口（レベル表示切り替え） 3 軽井沢駅（レベル表示切り替え） 4 中軽井沢駅（レベル表示切り替え） 5 信濃追分駅（レベル表示切り替え）
小諸市	6 賽の河原分岐点 7 火山館（レベル表示切り替え） 8 黒斑コース登山口（レベル表示切り替え） 9 火山館コース登山口（レベル表示切り替え） 11 小諸駅

② 規制看板等設置箇所（噴火警戒レベル3の場合）

表5-2 規制看板等設置箇所

担当	担当地域
軽井沢町	1 峰の茶屋登山口（レベル表示切り替え） 2 追分登山口（レベル表示切り替え） 3 軽井沢駅（レベル表示切り替え） 4 中軽井沢駅（レベル表示切り替え） 5 信濃追分駅（レベル表示切り替え）
小諸市	7 火山館（レベル表示切り替え） 8 黒斑コース登山口（レベル表示切り替え） 9 火山館コース登山口（レベル表示切り替え） 10一の鳥居 11 小諸駅
<u>長野原町</u>	<u>12町道浅間線</u>
<u>嬭恋村</u>	<u>13林道群馬坂</u> <u>14しゃくなげ園入口</u>

図6-2 看板設置箇所図



2. 2 情報伝達体制の構築

(1) 火山に関する情報

協議会構成機関が防災対応のために収集する火山に関する情報は表7のとおり。

表7 収集する火山に関する情報

種類	内容	発信元
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	噴火に伴って生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に発表する。「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して発表する。 「警戒が必要な範囲」が火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」（又は「火口周辺警報」）、「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」（又は「噴火警報」）として発表する。なお、「噴火警報（居住地域）」は、特別警報に位置づけられている。	気象庁
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報		
噴火予報	火山活動が静穏な状態が予想される場合、又は噴火警報を解除する場合に発表する。	
噴火速報	噴火の発生事実を迅速に発表する情報。 登山者や周辺住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。 （発表基準） ① 噴火警報が発表されていない状況で噴火が発生した場合 ② 噴火警報が発表されている状況で、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（*噴火の規模が確認できない場合は発表します） このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合	

<p><u>火山現象に関する情報等</u></p>	<p>○火山の状況に関する解説情報（臨時） 火山の活動が活発な場合等において、噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるとして判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を公表します。</p> <p>○火山の状況に関する解説情報 火山活動が活発な場合等に火山の状況を知らせる情報。噴火や噴煙の状況、火山性地震・微動の発生状況等の観測結果から、火山の活動状況の解説や警戒事項について、必要に応じて定期的に発表する。</p> <p>○火山活動解説資料 地図や図表を用いて、火山の活動の状況や警戒事項について、定期的または必要に応じて臨時に発表する。</p> <p>○月間火山概況 前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料。</p> <p>○噴火に関する火山観測報 噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等を報ずる。</p>	
<p>降灰予報（定時）</p>	<p>噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間毎）に発表する。 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。</p>	
<p>降灰予報（速報）</p>	<p>噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。噴火後速やかに（5～10分程度で）発表する。</p>	
<p>降灰予報（詳細）</p>	<p>噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供する。噴火後20～30分程度で発表する。</p>	
<p>火山ガス予報</p>	<p>居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域に発表する。</p>	
<p>土砂災害緊急情報</p>	<p>緊急調査の結果に基づき、土砂災害が予想される土地の区域及び時期に関する情報</p>	<p>国土交通省</p>

(2) 情報の伝達系統図

気象庁が発表する火山に関する情報等は、巻末資料5 情報連絡系統図により伝達される。

(3) 異常現象発見の通報

火山の異常現象等を発見した者は、災害対策基本法第54条（発見者の通報義務）により、市町村又は警察署等に通報する。

通報を受けた市町村又は警察署等は、速やかに巻末資料5 情報連絡系統図のとおり関係機関へ伝達する。

① 通報すべき噴火前兆現象と思われる異常現象は、表8のとおりである。

なお、住民や登山者・観光客及び観光施設等からの通報は、異常現象の内容が不明確な場合があるが、発生（発見）場所については正確な情報の把握に努める。

表8 火山及び火山周辺における通報すべき異常現象

顕著な地形の変化	<ul style="list-style-type: none">・山、崖等の崩壊・地割れ、土地の隆起、土地の沈降等
噴気、噴煙の異常	<ul style="list-style-type: none">・噴気口及び火口の拡大、新たな火口等の発生・噴気及び噴煙の量の増減、山麓での降灰、噴石現象の有無・噴気及び噴煙の色、臭気、湿度の異常等
源泉の異常	<ul style="list-style-type: none">・新しい源泉の発見・既存源泉の枯渇・源泉の量、成分、臭気、濁度の異常等
顕著な地温の上昇	<ul style="list-style-type: none">・新しい地熱地帯の発見・地熱による草木の立ち枯れ等・動物の挙動異常
湖沼・河川の異常	<ul style="list-style-type: none">・水量、濁度、臭い、色、温度の異常・死魚の浮上・軽石、気泡の発生
有感地震の発生及び群発	<ul style="list-style-type: none">・有感地震の発生や多発
鳴動の発生	<ul style="list-style-type: none">・山鳴りの頻発

② 異常現象の調査と速報

長野県、群馬県、小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、長野原町及び嬭恋村の職員は、通報後、安全管理上問題のない範囲で直ちに現場を調査し、次の内容を気象庁に速報する。

○速報の内容

- ・発生的事实（発生又は確認時刻、異常現象の状況、通報者等）
- ・発生場所（どこで確認されたか）
- ・発生による影響（住民、登山者・観光客等、動植物、施設への影響）

○気象庁の行動

通報を受けた気象庁は、必要に応じ火山機動観測班を派遣し、現地調査を行う。

2. 3 避難のための事前対策

(1) 避難の基本的な考え方

気象庁が発表する「噴火警戒レベル」に基づき、本計画で定める避難等の防災対応を確実に実施する。また、噴火警戒レベルの引上げ等により、住民、登山者、観光客等に避難行動が必要となった場合は、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」及び「避難指示（緊急）」（以下「避難勧告等」という。）を的確かつ迅速に発令する。

特に、火口近傍に近づく可能性が高い登山者、観光客等に対しては、生命身体の安全を第一優先に考えて避難広報に努める。

また、噴火警戒レベルの引上げに関わらず、臨時の火山の状況に関する解説情報が発表された場合や、登山者等の安全確保のため必要と判断した場合も実施する。

(2) 火口周辺規制、入山規制及び避難勧告等の発令基準

火口周辺規制、入山規制及び避難勧告等の発令基準は、概ね表9のとおりである。

表9 火口周辺規制、入山規制及び避難勧告等の発令基準と範囲

情報の種類	発令基準	範囲
火口周辺規制	・噴火警戒レベル2（火口周辺規制）の火口周辺警報が発表された場合 ・火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	噴火警報で発表する「警戒が必要な範囲」 (火口から2 km以内)
入山規制	・噴火警戒レベル3（入山規制）の火口周辺警報が発表された場合	噴火警報で発表する「警戒が必要な範囲」 (火口から4 km以内)

	<ul style="list-style-type: none"> ・居住地の近くまで影響を及ぼす噴火が発生あるいは発生すると予想される場合 	
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベル3（入山規制）の火口周辺警報が発表され、居住地の近くまで影響を及ぼす<u>噴火</u>が切迫している場合で、発令が必要な場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・長野原町 太平洋クラブ軽井沢リゾート、プレジデントリゾート軽井沢 ・嬭恋村 湯本地区、溶岩樹型周辺地区、しゃくなげ園、鬼押し出し園、浅間六里ヶ原休憩所、レストランブルベリー ・小諸市 浅間山荘、高峰高原ホテル、高峰高原ビジターセンター、アサマ2000パークスキー場、高峰マウンテンホテル、高峰温泉、火山館 ・軽井沢町 峰の茶屋
	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベル4（避難準備）が発表され、居住地に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される場合 	<p>想定される火山現象の範囲と火山活動の推移に応じて発令する範囲を判断する。</p>
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベル4（避難準備）が発表され、居住地に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される場合 	<p>想定される火山現象の範囲と火山活動の推移に応じて発令する範囲を判断する。</p>
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベル3（入山規制）の火口周辺警報が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・長野原町 <u>（仮称）浅間山北麓ビジターセンター</u> ・嬭恋村 しゃくなげ園 ・小諸市 火山館

	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベル3（入山規制）の火口周辺警報が発表され、居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火が切迫している場合で、発令が必要な場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・長野原町 <u>（仮称）浅間山北麓ビジターセンター</u>、太平洋クラブ軽井沢リゾート、プレジデントリゾート軽井沢 ・嬭恋村 湯本地区、溶岩樹型周辺地区、しゃくなげ園、鬼押し出し園、浅間六里ヶ原休憩所、レストランブルベリー ・小諸市 浅間山荘、高峰高原ホテル、高峰高原ビジターセンター、アサマ2000パークスキー場、高峰マウンテンホテル、高峰温泉、火山館 ・軽井沢町 峰の茶屋
	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベル4（避難準備）が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される場合 	<p>想定される火山現象の範囲と火山活動の推移に応じて発令する範囲を判断する。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベル5（避難）が発表され居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生又は切迫している状態であり、住民を災害から保護する必要がある場合 	<p>想定される火山現象の範囲と火山活動の推移に応じて発令する範囲を判断する。</p>

（3） 避難勧告等の伝達方法

長野県、群馬県、小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、長野原町及び嬭恋村は、避難勧告等を発令した場合は、次の方法で地域住民及び登山者・観光客等に伝達する。

- ① 防災行政無線
- ② 防災行政メール（登録制）
- ③ 緊急速報メール
- ④ 県・市町村ホームページ・SNS等
- ⑤ 市町村広報車による広報
- ⑥ 警察署、消防署、消防団による避難広報（車両、ヘリコプター等）

- ⑦ Lアラートの活用
- ⑧ 道路に設置している「道路情報板」により広報
- ⑨ 浅間山周辺観光施設（しゃくなげ園、（仮称）浅間山北麓ビジターセンター、火山館、浅間山荘、高峰高原ホテル、高峰高原ビジターセンター、アサマ2000パークスキー場、高峰マウンテンホテル、高峰温泉、太平洋クラブ軽井沢リゾート、プレジデントリゾート軽井沢）へは市町村から連絡し、施設職員により登山者・観光客等へ周知
- ⑩ 長野県、群馬県から各メディア（テレビ、ラジオ等）へ伝達

（４） 避難対象地域及び避難場所、避難経路（方向）

① 避難対象地域

本計画における対象地域は、噴火警戒レベル2及び3（噴火なし）の「警戒が必要な範囲」である火口から概ね2 km及び4 km以内の地域を対象とする。

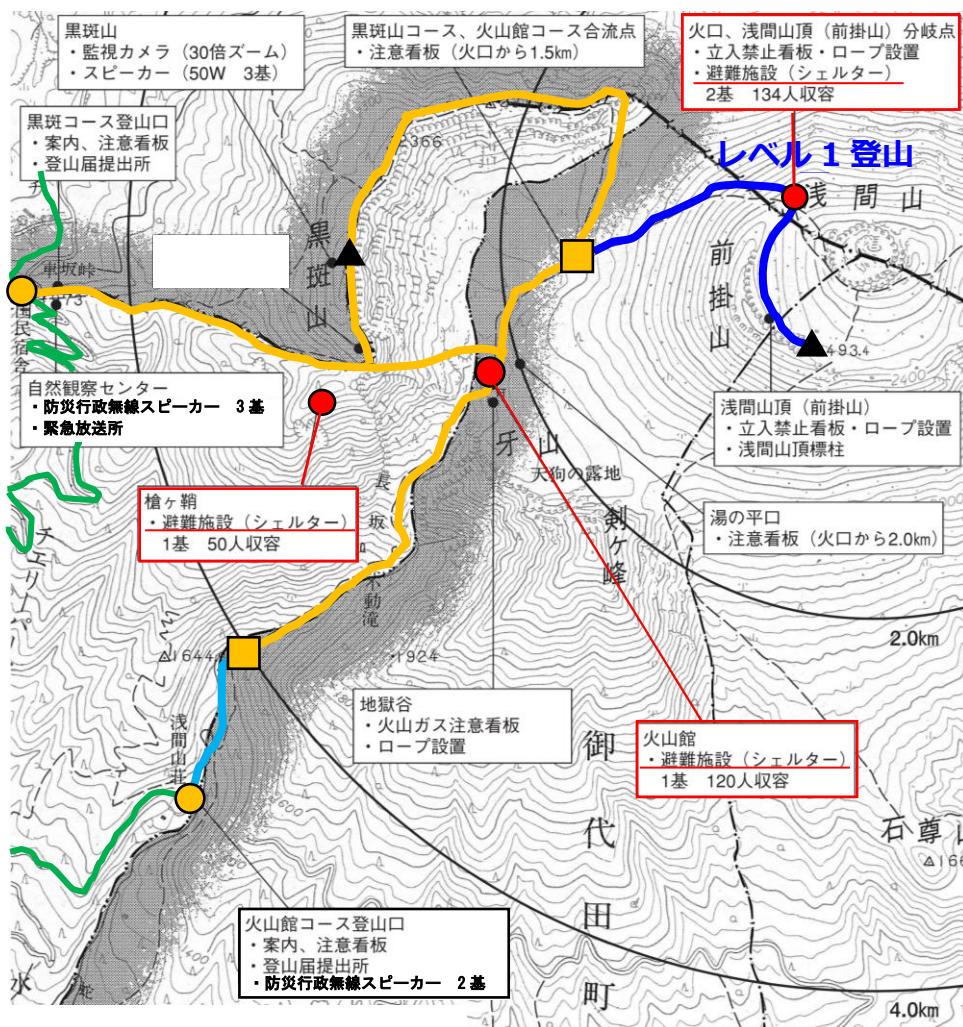
② 避難場所

浅間山周辺における登山者・観光客等の緊急的な避難場所は、表10及び図7のとおりである。

表10 緊急的な避難所（3か所）

施設名	構造	収容人数
火口・浅間山頂分岐点：シェルター（2基）	RC	134人
火山館：シェルター（1基）	RC	120人
槍ヶ鞘：シェルター（1基）	RC	50人

図7 緊急的な避難所



背景地図は地理院地図を使用

③ 避難経路（方向）

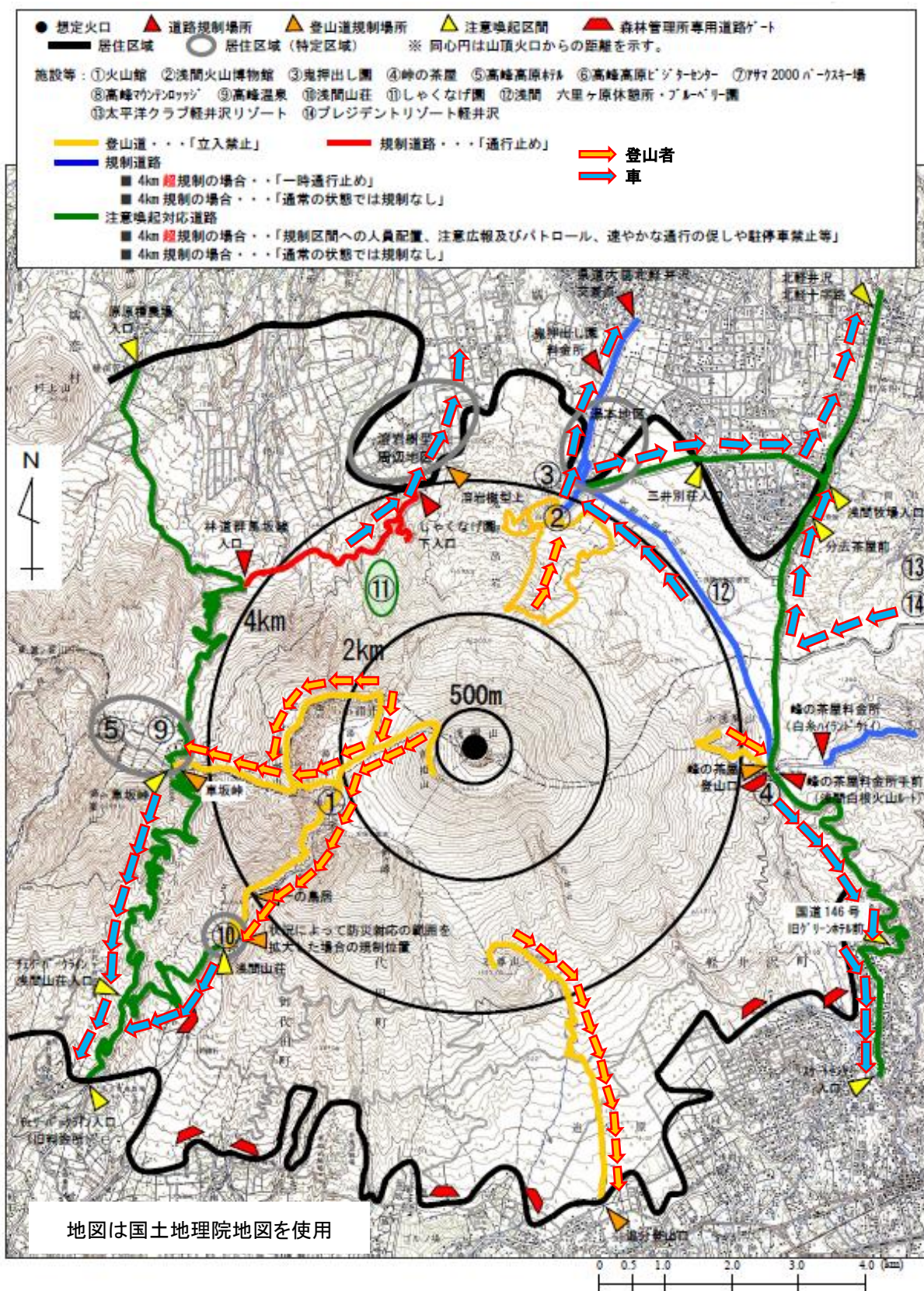
浅間山噴火時の避難方向は、表1-1及び図8のとおりである。

表1-1 避難方向

地域	避難方向
しゃくなげ園 溶岩樹型地区	噴火口から避難する方向 ・ 嬬恋村方向
<u>（仮称）浅間山北麓ビジターセンター</u> 鬼押し出し園	噴火口から避難する方向 ・ 嬬恋村方向 ・ 長野原町方向
六里ヶ原休憩所 レストランブルーベリー	噴火口から避難する方向 ・ 嬬恋村方向 ・ 長野原町方向
太平洋クラブ軽井沢リゾート プレジデントリゾート軽井沢	・ 突発的な噴火が発生した場合 屋内退避（火山活動が落ち着いた段階で長野原町方向へ避難）

	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外 長野原町方向へ避難
火山館 浅間山荘 高峰高原ホテル 高峰高原ビジターセンター アサマ2000パークスキー場 高峰マウンテンホテル 高峰温泉	噴火口から避難する方向 <ul style="list-style-type: none"> ・小諸市方向
峰の茶屋	噴火口から避難する方向 <ul style="list-style-type: none"> ・軽井沢町方向

図8 避難方向図



(5) 避難経路

① 噴火警戒レベル2及び3が発表された場合

ア スカイロックトレイル（噴火警戒レベル3の場合）

登山者・観光客等は、長野原町職員の誘導等により、町道浅間線を使用して、浅間園から長野原町方向に避難する。

イ 黒斑コース、火山館コース

登山者・観光客等は、浅間連峰地区山岳遭難防止対策協会小諸支部救助隊員、小諸市職員の誘導等により、登山道を使用して、黒斑コースは車坂峠方向に、火山館コースは火山館、浅間山荘方向に避難して迅速に下山する。また、下山後等には、黒斑コースは高峰高原ホテルからチェリーパークラインを、火山館コースは浅間山荘から浅間山荘線、チェリーパークラインを使用して、小諸市方向に避難する。

ウ 峰の茶屋～小浅間山コース

登山者・観光客等は、軽井沢町職員の誘導等により、国道146号を使用して、中軽井沢方向に避難する。

エ 追分登山口～石尊山コース

登山者・観光客等は、軽井沢町職員の誘導等により、町道浅間幹線、町道一里塚線を使用して、追分方向に避難する。

② 突発的噴火が発生した場合

ア 黒斑コース、火山館コース

浅間山頂付近の避難壕等に一次避難後、迅速に下山し、黒斑コースはチェリーパークライン、火山館コースは浅間山荘線、チェリーパークラインを使用して、小諸市方向に避難する。

イ 峰の茶屋～小浅間山コース

大きな岩陰に一次避難後、迅速に下山し、国道146号を使用して、中軽井沢方向に避難する。

ウ 追分登山口～石尊山コース

大きな岩陰に一次避難後、迅速に下山し、町道浅間幹線、町道一里塚線を使用して、追分方向に避難する。

(6) 避難手段の確保

浅間山頂部及び登山道・遊歩道からの避難については、徒歩や自家用車等、各自の手段で避難することを基本とする。

また、突発的噴火発生により、山頂部周辺等から逃げ遅れた登山者・観光客等の避難輸送として、群馬県、長野県、小諸市、軽井沢町、長野原町及び嬭恋村は、警察、消防、自衛隊等と連携して車両等の調整を図るとともに、平時から災害時応援協定等に基づく輸送手段の確保に向けた取組を進める。

2. 4 救助体制の構築

(1) 救助に関する情報共有体制

長野県、群馬県、小諸市、軽井沢町、長野原町及び嬭恋村は、避難した浅間山周辺観光施設職員、登山者・観光客等の情報及び登山届により、避難状況を確認し相互に情報提供する等、情報共有体制を構築する。

また、行方不明者が発生した場合の救助活動に関して、群馬県、長野県が主体となり自衛隊、警察、消防等関係機関と連携協議し対応にあたる。

(2) 医療体制の整備

火山災害の場合、外傷等の直接的な被害を負う人に加え、火山灰の吸引による間接的な健康被害も考えられる。また、噴火による日常生活では経験しない自然現象の体験及び避難生活の長期化において、精神的な負担を抱える者が増大する。

このため、各自治体は医師会等と連携を図り、負傷者等の対応についての万全の医療体制を整備確立する。

(3) ヘリポート及び医療機関

噴火時の負傷者を緊急的に医療機関へ搬送する場合のヘリポート及び緊急医療機関は、以下のとおりである。

表 1 2 - 1 ヘリポート (群馬県)

		名 称	所 在 地	面積 (東西) × (南北)
1	嬭恋村	総合グラウンド	嬭恋村大字芦生田557-1	100×200
2		東部こども園	嬭恋村大字鎌原1339	130×80
3		嬭恋村運動公園	嬭恋村大字大笹1-1	100×100
4		夏季スケート練習場	嬭恋村大字大前1120	80×70
5		田代グラウンド	嬭恋村大字田代438	70×60
6		干俣グラウンド	嬭恋村大字干俣1313	100×60
7	長野原町	北軽井沢ふれあい広場	長野原町大字北軽井沢1990-5372	150×148
8		北軽井沢小学校	長野原町大字北軽井沢1924-44	290×190
9		西中学校	長野原町大字心桑1543-310	120×100

表 1 2 - 2 ヘリポート (長野県)

	市 町	名 称	住 所
1	小諸市	アサマ 2000 パークスキー場	小諸市高峰高原 1053
		小諸市総合運動場	小諸市己 2-173
2		農林航空技術センター	小諸市大字山浦 4857-1
3	佐久市	臼田総合運動公園多目的広場	佐久市臼田 3110-1
4		千曲川スポーツ交流広場	佐久市鳴瀬 505-1
5	軽井沢町	早稲田大学軽井沢セミナーハウス	北佐久郡軽井沢町大字追分 1448-4
6	御代田町	龍神の杜公園	北佐久郡御代田町大字御代田 2505-2
7		町民芝生広場	北佐久郡御代田町大字御代田 4107-70

表 1 3 - 1 医療機関 (群馬県)

	名 称	所 在 地
1	原町赤十字病院	東吾妻町原町
2	群馬県医師会群馬リハビリテーション病院	中之条町大字上沢渡2136
3	田島病院	中之条町大字中之条町1782
4	吾妻さくら病院	中之条町大字伊勢町782-1
5	吾妻広域町村圏振興整備組合立 中之条病院	中之条町大字五反田3891
6	長生病院	長野原町大字長野原71
7	国立療養所栗生楽泉園	草津町大字草津乙647
8	草津こまくさ病院	草津町大字草津字白根464-70
9	西吾妻福祉病院	長野原町大字大津746-4
10	櫻井医院	長野原町大字長野原1585-1

表 1 3 - 2 医療機関 (長野県)

	市 町	医療機関名	住 所
1	小諸市	厚生連浅間南麓 こもろ医療センター	小諸市相生町 3-3-21
2		小諸病院	小諸市荒町 2 丁目 1-1
3		柳橋脳神経外科	小諸市諸 350

4	佐久市	雨宮病院	佐久市下小田切 73
5		金澤病院	佐久市岩村田 804
6		川西赤十字病院	佐久市望月 318
7		くろさわ病院	佐久市中込 1 丁目 17 番地8
8		厚生連佐久総合病院	佐久市臼田 197
9		厚生連佐久総合病院 佐久医療センター	佐久市中込 3400-28
10		国保浅間総合病院	佐久市岩村田 1862-1
11	軽井沢町	国保軽井沢病院	北佐久郡軽井沢町大字長倉 2375-1
12	御代田町	御代田中央記念病院	北佐久郡御代田町大字御代田 4107-40

2. 5 避難促進施設

(1) 避難促進施設の指定

市町村は、火口からの距離等施設の位置や影響する火山現象、利用者数等施設の規模、その他地域の実情を考慮し、集客施設等を避難促進施設として、地域防災計画に位置づける。

避難促進施設の指定にあたっては、協議会において協議するとともに、施設の所有者等と十分に調整を行う。

(2) 避難確保計画作成の支援

市町村は、避難促進施設の所有者等に対し、利用者等に対する情報伝達体制や避難誘導方法等を定めるなど、「避難確保計画」の作成を求め、その支援にあたる。特に、本避難計画や地域防災計画と整合性をとれるよう、協議や助言等を行う。

3 噴火時等の対応

本計画においては、火山の異常現象（火山性地震の多発、火山性微動の発生等）により、異常現象の通報または臨時の解説情報が発表された場合、噴火警戒レベルが2若しくは3に引き上げられた場合及び突発的な噴火が発生した場合の各県市町村の防災対応等について記載する。

3. 1 異常現象の通報または臨時の解説情報が発表された場合の対応

(1) 防災体制

異常現象の通報又は解説情報（臨時）が発表された場合、長野県、群馬県、小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、長野原町及び嬭恋村は、必要な防災対応について協議を行い対応にあたる。

火口周辺規制の範囲に基づき、火山活動の状況も踏まえ、火口周辺規制を実施するとともに浅間山周辺観光施設と連携し、登山者・観光客等を安全に規制範囲外へ避難誘導する。

また、協議会は今後、噴火により噴火警戒レベルがさらに引き上げられた場合に備え、入山規制や登山客等の避難、救助活動などの防災対応について必要に応じて協議を行う。

(2) 情報収集・伝達

長野県、群馬県、小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、長野原町及び嬭恋村は、異常現象の通報又は解説情報（臨時）が発表された場合、情報を収集するとともに関係機関等に情報を伝達し共有を図る。

① 長野県・群馬県

異常現象の通報又は解説情報（臨時）が発表された場合、各市町村や警察等の関係機関に情報を伝達し共有を図る。

また、住民、登山者・観光客等に対しては、県ホームページ等により臨時の解説情報について周知する。

① 小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、長野原町及び嬭恋村

異常現象の通報又は解説情報（臨時）が発表された場合、各町村の消防等の防災機関及び各観光協会、観光施設へ情報を伝達する。住民、登山者・観光客等に対しては、ホームページ、メール等により周知するとともに、必要に応じて、協議会と連携して合同説明会を開催する。

また、長野県、群馬県、小諸市、軽井沢町、長野原町及び嬭恋村は、浅間山周辺観光施設に情報を提供し、登山者・観光客等に周知する。

③ 住民及び登山者・観光客等向けの広報文（防災行政無線・広報車等）

※巻末資料6 浅間山 防災無線 メール 噴火警戒レベル別例文のとおり

3. 2 異常現象により噴火警戒レベルが2に引き上げられた場合（噴火なし）の対応

(1) 防災体制

噴火警戒レベルが2に引き上げられた場合、長野県、群馬県、小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、長野原町及び嬭恋村は、それぞれの防災体制（表2-1、表2-2、表2-3）をとるとともに協議会構成機関等と連携し対応にあたる。

浅間山噴火警戒レベルで定められている火口周辺規制の範囲に基づき、火山活動の状況も踏まえ、火口周辺規制を実施するとともに浅間山周辺観光施設と連携し、登山者・観光客等を安全に規制範囲外へ避難誘導する。

また、協議会は今後、噴火により噴火警戒レベルがさらに引き上げられた場合に備え、入山規制や登山客等の避難、救助活動などの防災対応について必要

に応じて協議を行う。

(2) 情報収集・伝達

長野県、群馬県、小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、長野原町及び嬭恋村は、噴火警戒レベルが2に引き上げられた場合、情報を収集するとともに関係機関等に情報を伝達し共有を図る。

① 長野県・群馬県

噴火警戒レベルが2に引き上げられた場合、各市町村や警察等の関係機関に情報を伝達し共有を図る。

また、住民、登山者・観光客等に対しては、県ホームページ等により噴火警戒レベル2への引上げについて周知する。

② 小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、長野原町及び嬭恋村

噴火警戒レベルが2に引き上げられた場合、各町村の消防等の防災機関及び各観光協会、観光施設へ情報を伝達する。住民、登山者・観光客等に対しては、ホームページ、メール、SNS等により周知するとともに、必要に応じて、協議会と連携して合同説明会を開催する。

また、長野県、群馬県、小諸市、軽井沢町、長野原町及び嬭恋村は、浅間山周辺観光施設に情報を提供し、登山者・観光客等に周知する。

③ 住民及び登山者・観光客等向けの広報文（防災行政無線・広報車等）

※巻末資料6 浅間山防災無線・メール噴火警戒レベル別例文のとおり

(3) 浅間山頂付近からの登山者・観光客等の避難誘導

① 小諸市、軽井沢町、長野原町、嬭恋村から噴火警戒レベル引上げの情報を受けた浅間山周辺観光施設は、施設職員が連携協力し、登山者・観光客等の浅間山頂から規制範囲外への避難を呼びかける。

この際、状況により小諸市、軽井沢町、長野原町、嬭恋村は、浅間山周辺観光施設職員と連携し、登山者・観光客等の避難誘導等を行う。

(4) 登山道規制

噴火警戒レベルが2に引き上げられた場合、巻末資料2-1のとおり登山道を規制する。

(5) 規制看板の設置

噴火警戒レベルが2に引き上げられた場合に、長野県、小諸市、軽井沢町は表5-1、図6-1及び図6-2により、担当地域へ規制看板（火口周辺規制）を設置又は表示を変更する。

3. 3 異常現象により噴火警戒レベルが3に引き上げられた場合、又は、噴火警戒レベル3で居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火が切迫している場合の対応

噴火警戒レベルが3に引き上げられた場合、火口から4kmの範囲の防災対応を行う。特に、噴火警戒レベル3で居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火が切迫している場合（本項では「中噴火が切迫」という。）は、大きな噴石が火口から4kmの範囲を超えて飛散する事例が稀にあることを考慮し、火口から4kmを超える範囲においても必要な防災対応を行う。具体的な対応は以下の（1）～（6）のとおり。

（1） 防災体制

噴火警戒レベルが3に引き上げられた場合、長野県、群馬県、小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、長野原町及び嬭恋村は、それぞれの防災体制（表2-1、表2-2、表2-3）をとるとともに協議会構成機関等と連携し対応にあたる。

協議会の構成機関は、あらかじめ定められている規制の範囲（4km以内）に基づき、火山活動の状況も踏まえ、入山規制を実施するとともに、登山者・観光客等を安全に規制範囲外（4km以外）へ避難誘導等の処置を行う。

特に、中噴火が切迫している場合は、あらかじめ定められている対応（表-9、巻末資料2-1、2-2、3）に基づき、4kmを超える範囲においても迅速な防災処置を行う。

（2） 情報収集・伝達

長野県、群馬県、小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、長野原町及び嬭恋村は、噴火警戒レベルが3に引き上げられた場合、又は、中噴火が切迫している場合、情報を収集するとともに関係機関等に情報を伝達し共有を図る。

① 長野県・群馬県

噴火警戒レベルが3に引き上げられた場合、又は、中噴火が切迫している場合、各市町村や警察等の関係機関に情報を伝達し共有を図る。

また、住民、登山者・観光客等に対しては、県ホームページ、ツイッター、関係機関ヘリコプター、ラジオ等により噴火警戒レベル3への引上げについて周知する。

② 小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、長野原町及び嬭恋村

噴火警戒レベルが3に引き上げられた場合、又は、中噴火が切迫している場合、各市町村の消防等の防災機関及び各観光協会、観光施設へ情報を伝達する。住民、登山者・観光客等に対しては、ホームページ、メールSNS等により周知するとともに、必要に応じて、協議会と連携して合同説明会を開催する。

③ 住民及び登山者・観光客等への広報内容（文例）

※ 巻末資料6 浅間山防災無線・メール噴火警戒レベル別例文のとおり

(3) 登山者・観光客等の避難誘導

群馬県、長野県は噴火警戒レベルが3に引き上げられた場合、又は、中噴火が切迫している場合には、ラジオ、防災無線、広報車、メール等により規制範囲からの避難を登山者・観光客等に対して行うとともに、必要に応じて関係機関ヘリコプターによる上空からの避難広報を行う。

(4) 市町村職員の登山道等への配置

小諸市、軽井沢町、長野原町及び嬭恋村は、必要に応じて担当の登山口に市町村職員を市町村災害対策本部等が示す時期まで配置し、下山する登山者・観光客等を把握するとともに、下山者から浅間山の状況を聴取する。

(5) 道路・登山道規制及び居住区・施設の防災対応

噴火警戒レベルが3に引き上げられた場合、巻末資料2-1及び巻末資料3に基づき登山道及び道路を規制し、巻末資料2-1及び巻末資料4に基づき居住区及び各施設の防災対応を実施する。

特に、中噴火が切迫している場合は、巻末資料2-1の「4km超」の範囲の防災対応を実施する。

道路管理者は、FAX等で関係機関へ道路通行止めの情報を提供するとともにホームページ等により住民等へ周知する。

(6) 規制看板設置

噴火警戒レベルが3に引き上げられた場合、軽井沢町、小諸市、長野原町及び嬭恋村は、表5-2、図6-1及び図6-2により、担当地域へ規制看板（入山規制）を設置又は表示を変更する。

3. 4 突発的に噴火が発生した場合の対応

(1) 防災体制

突発的に噴火が発生した場合、長野県、群馬県、小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、長野原町及び嬭恋村は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、非常体制（災害対策本部の設置など）をとるとともに、協議会等関係機関と連携し避難対応にあたる。

なお、噴火の発生位置や噴火の規模などがある程度判明した際は、状況に応じた防災体制に移行する。

また、長野県及び群馬県は、必要に応じて、自衛隊への災害派遣要請を行う。

協議会では、気象庁からの情報及び火山専門家からのアドバイス等により規制の範囲、噴石、降灰、降灰後の土石流、火砕流（火災サージ）及び融雪型火山泥流等の対応について協議する。

(2) 情報収集・伝達

長野県、群馬県、小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、長野原町及び嬭恋村は、突発的に噴火が発生した場合、噴火に関する情報を収集するとともに関係機関等に情報を伝達し共有を図る。

① 長野県・群馬県

突発的に噴火が発生した場合、各市町村、警察、自衛隊等の関係機関に情報を伝達し共有を図る。

また、県ホームページ、ツイッター、関係機関ヘリコプター（飛行可能な場合）、ラジオ等を活用し、また、各市町村が住民等に対して行う周知活動を支援する。

② 小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、長野原町及び嬭恋村

突発的に噴火が発生した場合、各市町村の消防等の防災機関及び各観光協会、観光施設へ情報を伝達する。住民、登山者・観光客等に対しては、ホームページ、メール、SNS等により周知するとともに、必要に応じて、協議会と連携して合同説明会を開催する。

また、小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、長野原町及び嬭恋村は、長野県及び群馬県と連携し、浅間山周辺観光施設と連絡を図り、浅間山頂付近の状況を把握する。

③ 住民及び登山者・観光客等への広報内容

※巻末資料6 浅間山防災無線・メール噴火警戒レベル別例文のとおり

(3) 浅間山頂付近の登山者・観光客等の避難誘導

噴火発生に伴い、浅間山周辺観光施設職員は、登山者・観光客等を観光施設建物等へ避難誘導する。避難状況を市町村へ逐次報告し、市町村は、関係機関へ報告する。

浅間山周辺観光施設職員の噴火時の対応等は、主に次のとおりである。

- ① 噴火発生認知を浅間山周辺観光施設へ通報（電話）
（浅間山周辺観光施設は、各市町村へ直ちに連絡）
- ② 登山者・観光客等への避難広報（ハンドマイク・既設放送設備等による）
- ③ 登山者・観光客等を各施設建物への避難誘導
- ④ 避難者の把握及び負傷者の応急処置
- ⑤ 各市町村への対応報告
- ⑥ 避難車両誘導
- ⑦ 残置車両等の確認
- ⑧ 避難状況等を各市町村へ報告

(4) 市町村職員の登山口等への配置

小諸市、軽井沢町及び長野原町は、必要に応じて担当の登山口に市町村職員

を市町村災害対策本部等が示す時期まで配置し、下山する登山者・観光客等を把握するとともに、下山者から浅間山の状況を聴取する。

(5) 下山者からの情報収集

各ルートからの下山者を通じて浅間山の状況を把握するとともに、ラジオ等の報道機関から下山者等に対して呼びかけ、浅間山の状況及び避難状況等の情報を収集する。

(6) 緊急的な避難所の開設

小諸市、軽井沢町及び長野原町は、下山者を受け入れる緊急的な避難所を開設する。

各ルートでの市町村職員は、下山者を近傍の避難所に誘導する。

下山者の緊急的な避難所は、表 1 3 のとおりである。

表 1 3 緊急避難所

避難所名	各ルート	担当市町村
<u>(仮称) 浅間山北麓ビジターセンター</u>	スカイロックトレイル	長野原町
軽井沢町中央公民館	峰の茶屋～小浅間山コース	軽井沢町
軽井沢町中央公民館	追分登山口～石尊山コース	軽井沢町
旧浅間連峰自然観察センター、高峰高原ホテル	黒斑コース	小諸市
浅間山荘	火山館コース	小諸市

(7) 道路・登山道

3. 3 (5) に準じた対応を行う。

(8) 規制看板設置

突発的に噴火が発生した場合、小諸市及び軽井沢町は表 5 - 1、図 6 - 1 及び図 6 - 2 により、担当地域へ規制看板を設置又は表示を変更する。

3. 5 救助活動

(1) 行方不明者の把握

小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、長野原町及び嬭恋村は、避難者・下山者や登山届等及び家族等の連絡から行方不明者に関する情報を共有し、警察と連携のうえ、行方不明者を把握する。

(2) 救助活動の体制

① 合同調整所（現地合同指揮所）等の設置

捜索救助にあたる自衛隊、警察、消防（以下「捜索3隊」という。）は、救助活動を円滑に行うために、現場活動での一体性、効率性、安全性等を考慮し、合同調整所（現地合同指揮所）等を設置するなど体制を整える。各市町村は合同調整所等の設置場所及びヘリポートの要請があった場合には、場所等を提供するものとする。

② 救助活動への支援体制

救助活動の対象範囲の検討・確認や救助活動実施の際には、捜索3隊に加え、必要に応じ、火山専門家、気象庁をはじめ、国土交通省、林野庁、環境省等が支援を行う。

③ 救助活動の範囲

長野県、群馬県、小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、長野原町、嬭恋村及び捜索3隊は、監視・観測データ等により予想される火山現象の影響範囲や土砂災害の危険範囲等について、気象庁、火山専門家、国土交通省等からの情報提供や助言等を踏まえ、活動が可能な範囲を検討する。

④ 活動基準の設定

捜索3隊は、噴火時において、二次災害を防止し円滑な救助活動を行うため、火山活動の状況や降雨の状況などによる活動基準を設定する。

各隊の現場指揮官は、噴火時等における救助活動の可否の判断を速やかに行い、各部隊へ周知するとともに、判断に結びつく情報を入手した場合には、現場の合同調整所等から災害対策本部等に速やかに報告する。

火山専門家、気象庁、国土交通省等は、監視観測データなどから、火山活動の見込みや土砂災害の危険性などによる活動基準の設定について助言を行う。

表1-4 天候や火山活動による活動基準

活動基準の種類	内容
火山性微動、火山性地震等による活動中止判断の基準	気象庁や火山専門家が観測データを確認し、火山活動に異常が認められれば、その情報をもとに災害対策本部等が救助活動の中止を判断する。
火山性ガスによる活動中止判断の基準	
降雨時の活動の再開基準	ヘリコプターの離陸が可能となったときは、ヘリコプターによる上空からの調査を行い、ヘリコプター調査の結果を基に先遣調査隊を派遣し安全に活動できるかを確認する。

⑤ 活動部隊の退避等が可能な場所の設定

捜索3隊は、救助活動中に異常現象が発生した場合や噴火した場合に、一時的に活動範囲から直ちに退避できる場所を設定する。また、天候の悪化等で活

動を一時中断する場合、活動範囲から救助活動を行う全員が直ちに避難できる退避所等を設定する。その際、救助活動を行う全員を収容するため、複数の退避所等を設定する。

(3) 医療活動

行方不明者を発見し負傷している場合、公的医療機関において医療活動を行うほか、民間医療機関に対して受入等の協力を求めるものとする。

また、長野県、群馬県は必要に応じて速やかに医療関係機関又は国等に対して、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣について要請する。

3. 6 災害対策基本法に基づく警戒区域

小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、長野原町及び嬭恋村は、火山災害において、人の生命又は身体への危険を防止するために特に必要があると認めるときは、各市町村間で連携したうえで警戒区域の設定を行う。

また、すでに開設されている避難所等や住民、登山者・観光客等に対して、警戒区域を設定することを周知する。

なお、警戒区域の範囲については、気象庁、火山専門家等の助言も踏まえ、協議会の構成機関による協議会コアグループ会議等で協議し設定する。

3. 7 報道機関への対応

(1) 長野県・群馬県

協議会の事務局である長野県及び群馬県は、協議会の構成機関や観光関係団体等と情報を共有し、協議会で協議した対応方針や防災対応の状況についての情報を発信するとともに、報道機関からの取材・問い合わせに適時対応する。

なお、専門的な説明が必要となる場合は、適宜、協議会の構成機関に対応を依頼する。

また、必要に応じて関係機関と合同で記者会見を行う。合同記者会見では、関係機関が役割に応じて説明・対応する。（火山地域全体の防災対応の状況＝長野県・群馬県、住民・登山者等の避難や避難所等の状況＝市町村、噴火警報や火山の活動状況＝気象庁、火山活動に係わる専門的知見からの解説＝火山専門家、道路等の規制状況＝警察及び道路管理者）

(2) 長野県・群馬県・小諸市・佐久市・軽井沢町・御代田町・長野原町・嬭恋村

長野県、群馬県、小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、長野原町及び嬭恋村は、協議会としての体制が整うまで間や、地域住民及び観光客等への対応等に関する情報を発信する場合に備えて、両県及び各市町村としても報道機関対応の窓口を設置する。

4 緊急フェーズ後の対応

4. 1 規制範囲の縮小又は解除

規制を実施している各市町村は、規制範囲の縮小又は解除を判断・決定するにあたり、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、長野県・群馬県と連携して関係機関と協議する。

また、規制範囲を縮小又は解除することを防災行政無線やメール、ラジオ等を活用し住民等に周知する。

なお、長野県・群馬県及び各市町村は、気象庁、火山専門家等による規制範囲内の観測機器の復旧及び現地調査の活動を支援する。

4. 2 風評被害対策

協議会の構成機関は、お互いに連携しながら、報道機関に対し、最新の火山活動、影響範囲、噴火時等のリスク、登山者等の安全対策、民間事業者の営業状況等についての正確な情報提供に努める。

特に浅間山周辺には観光地が多く、季節を問わず多くの観光客が訪れることから、火山活動が影響を及ぼす範囲等をできるだけ分かりやすく、かつ積極的に情報提供等を行い、風評被害等が発生しないよう心掛ける。

長野県、群馬県、小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、長野原町及び嬭恋村は、噴火活動の沈静後、協議会の協議を踏まえて、協議会の構成機関と連携し、積極的な情報発信を行い、地域の現状に係る情報を正確に伝えることにより、地域への影響が残らないように努める。

5 平常時からの防災啓発と訓練

5. 1 防災啓発

(1) 住民、登山者・観光客等への防災啓発

小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、長野原町及び嬭恋村は、住民及び登山者・観光客等への啓発方法等について協議会で協議するとともに、各市町村のホームページなどでも啓発を行うよう努める。

また、火山防災パンフレット等の作成配布や火山についての説明会、防災講演会等を気象庁や火山専門家と協力して開催するなど、住民及び登山者・観光客等の防災意識の高揚を図る。

長野県及び群馬県は、パンフレット作成や説明会、講演会等の支援を行うとともに、各市町村への助言等を行う。

(2) 平常時からの登山者・観光客等への周知

浅間山を訪れる登山者・観光客等に対して、気象庁発行の噴火警戒レベルのチラシ、ハザードマップ及び防災マップ等を用いて注意喚起を図り、火山防災

に対する啓発活動を併せて実施する。

5. 2 防災訓練

浅間山火山防災協議会は、噴火時の防災対応を円滑かつ迅速に行うため、関係機関と連携し、定期的に防災訓練を行うものとする。特に、平常時においては、山頂部に多くの観光客等がいることから、観光客等の避難誘導訓練を重点的に行うよう努める。

巻末資料

- 巻末資料 1 火口周辺規制及び入山規制の範囲
- 巻末資料 2 - 1 噴火警戒レベルに応じた避難範囲と避難対象
- 巻末資料 2 - 2 噴火警戒レベルに応じた避難範囲と避難対象【市町村別】
- 巻末資料 3 道路の防災対応【噴火警戒レベル 3】
- 巻末資料 4 施設の具体的な防災対応【噴火警戒レベル 3】
- 巻末資料 5 情報連絡系統図
- 巻末資料 6 浅間山 防災無線・メール 噴火警戒レベル別例文